提出書類（新規申請用）について

特定医療費（指定難病）の支給認定を申請される方は、次の書類が必要です。
□に✓点チェックをするなど確認しながら、提出書類を準備、作成いただきますようお願いします。

【申請者全員が共通で必要となる書類（以下、1～7）】

□ 1 特定医療費（指定難病）支給認定申請書

(1) 受診者ご自身で記載してください（代筆でも結構です）。
(2) ＜臨床調査個人票の研究等の利用についての同意について＞は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、署名してください。

□ 2 臨床調査個人票（診断書）

(1) 臨床調査個人票は、「難病指定医」が記載したものを提出してください。
(2) 複数の疾病に罹患されている方は、疾病ごとに臨床調査個人票が必要です。
(3) 概ね３箇月以内に記載されたものを提出してください。

□ 3 健康保険証（写し）

受診者（患者）の加入保険	書類を提出していただく対象者
市町村国保 後期高齢者医療保険	同一医療保険に加入している方全員分が必要です。（ただし、自己負担上限額が最高階層となることを了承される場合は、受診者（患者）分のみです。） ※１８歳未満の受診者（患者）が市町村国保に加入している場合で、その保護者が後期高齢医療保険に加入している場合は、保護者分も必要です。
社会保険等の被用者保険 （健康保険組合、協会けんぽ等）	当該の受診者（患者）分のみ提出してください。 ※ただし、当該患者が被扶養者の場合は、被保険者本人分も併せて必要（受診者の保険証に被保険者の氏名の記載がある場合は、患者本人分のみの提出で可）です。
国民健康保険組合	国民健康保険組合に加入している方全員分が必要です。（ただし、自己負担上限額が最高階層となることを了承される場合は、受診者（患者）分のみです。）

□ 4 世帯全員の住民票

世帯主名・続柄の記載があり、発行日から６箇月以内のものが必要となります。
※ 自己負担上限額が最高階層になることを了承される場合は受診者（患者）分のみ。

ア．患者が市町村国保又は後期高齢者医療保険又は国民健康保険組合に加入の場合
→ 同一医療保険に加入している世帯全員分
※世帯の中で受診者（患者）と異なる市町村に在住している方がおられる場合にはその方の住民票の提出が必要です。

イ．患者が社会保険等の被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入の場合
→ 患者分のみ。ただし、患者が被扶養者の場合は、被保険者本人分も併せて必要です。

□ ５ （保険者への適用区分照会のための）同意書

・高額療養費の所得区分の確認を保険者へ行うために必要となります。

□ ６ 令和5年度（令和4年所得分）市町村民税課税証明書(全項目証明)

受診者（患者）の加入保険	書類を提出していただく対象者
市町村国保 後期高齢者医療保険	同一医療保険に加入している全員（中学生以下は不要）
社会保険等の被用者保険 （健康保険組合、協会けんぽ等）	被保険者分のみ ・ただし、被保険者が非課税の場合は、受診者（患者）分もあわせて必要です。
国民健康保険組合	国民健康保険組合に加入している全員（中学生以下は不要）

※いずれの場合も自己負担上限額が最高階層になることを了承される場合には不要です。ただし、国民健康保険組合の方は、保険者への所得区分照会のために添付は省略できません。

〈個人番号を提供する場合の市町村民税課税証明書の省略について〉

申請書に、必要な方全員の個人番号を記載いただくことで、市町村民税所得課税証明書の添付を省略することができます。

この場合、市町村に上記の対象者の税の情報を確認させていただきますが、未申告やその他の理由で課税情報が確認できない場合は、あらためて証明書類等の提出をお願いするなど手続きに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、社会保険等の被用者保険の被保険者が非課税の方、国民健康保険組合の方は、各保険者へ所得区分照会を行うため市町村民税所得課税証明書の添付は省略できません。

※受診者（患者）本人を含む支給認定基準世帯員（住民票上、同一世帯の同一保険の方）の市町村民税が非課税の場合、本人の前年年収が 80 万円を超えるかどうかで、自己負担上限額を低所得Ⅰ(2,500 円)と低所得Ⅱ(5,000 円)のいずれかの階層区分に決定することになります （次頁の「医療費助成における自己負担上限額(月額)」を参照ください）。

※難病法の医療費助成制度では、収入等がない方（税制上申告の義務がない方）であっても、非課税世帯であることを証明し正しい階層区分を認定するために、市町村民税を申告いただく必要があります。

※さらに、非課税世帯で非課税収入がある場合は、階層区分の決定のために、その金額のわかる公的機関が発行する書類が必要となる場合があります。（未提出の場合は自己負担上限額の高い方（「低所得Ⅱ」）に区分されます。）

〇障害年金等を受給している方：年金証書や給付決定通知書等の受給金額のわかる書類の写し
（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害手当、特別障害給付金、障害補償給付など）

〇給与所得又は老齢年金受給者の方：源泉徴収票の写し

医療費助成における自己負担上限額（月額）　（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者
生活保護	－		0 (H1)	0 (H2)	0 (H3)
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	本人年収～80万円	2,500 (I1)	2,500 (I2)	1,000 (I3)
低所得Ⅱ		本人年収80万円超～	5,000 (J1)	5,000 (J2)	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上 約7.1万円未満		10,000 (K1)	5,000 (K2)	
一般所得Ⅱ	市町村民税約7.1万円以上 約25.1万円未満		20,000 (L1)	10,000 (L2)	
上位所得	市町村民税 約25.1万円以上		30,000 (M1)	20,000 (M2)	
入院時の食費			全額自己負担		

（ ）内の記号は、京都府発行受給者証の[階層区分]欄に記載している記号です。
健康保険上の所得区分を示す「適用区分」とは異なりますので、ご注意ください。

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者
（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）。

□ 7 個人番号（マイナンバー）関係書類等

(1)　個人番号の記載が必要な方は、「３ 健康保険証（写し）」の「書類を提出していただく対象者」と同様です。

(2)　なお、個人番号の記載誤りや関係書類の取得漏れなどで、後日、連絡し確認させていただく場合があります。

(3)　別紙「チェックリスト」を参考に必要な書類をそろえ、申請の手続きを行ってください。

(4)　受診者（患者）本人以外の個人番号は、窓口で番号の確認を行いませんので、記載にあたってはお間違いのないようにご注意ください。

※　マイナンバー法により特定医療費（指定難病）の支給事務において個人番号の利用が定められ、申請書への個人番号の記入が必要です。

マイナンバー法に定められた他の行政事務のため、市町村等から情報提供を求められたときに、府が回答することを義務付けられているため、個人番号の記載がない場合には、マイナンバー法第１４条第２項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じて個人番号の収集を行いますので、ご了承ください。

◆以下は該当の方のみご準備ください。

【生活保護を受給中の方】

☐　生活保護受給証明書

【同一世帯内に指定難病又は小児慢性特定疾病の認定者が複数いる場合】

☐　同一世帯内の指定難病の受給者証の写し又は申請書の写し

☐　同一世帯内の小児慢性特定疾病の受給者の受給者証の写し又は申請書の写し

【非課税世帯の方】

☐　収入に関する申出書

又は

☐　年金証書や源泉徴収票等公的機関が発行する非課税収入額が分かる書類

【「軽症高額」(※)に該当の方】

☐　領収書(写し)及び医療費申告書

＊「軽症高額」とは

症状が重症度に満たなくても該当すれば認定となる制度です。具体的には、申請日の属する月以前の12月以内において、指定難病に関する医療費総額(10割分)が33,330円を超える月が3月以上ある必要があります。お手持ちの領収書等でご確認ください。

個人番号（マイナンバー）の確認書類チェックリスト

(申請方法) Ａ　患者本人やその家族等が来所してお手続き　又は　郵送でのお手続き Ｂ　委任による代理人や法定代理人など、法律上代理権がある者が来所してお手続き、又は郵送でのお手続き

Ａの場合⇒次の①と②の両方が必要（個人番号カード(顔写真付)は単独でＯＫ）

①	**患者本人の個人番号を確認できる書類**		□	以下の書類のうち１つ ・個人番号カード（顔写真付） ・通知カード ・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	**患者本人の身元を確認できる書類（アからウのうちいずれか）**	ア	□	個人番号カード（顔写真付）
		イ	□	以下の書類のうち１つ（顔写真の表示があるもの） ・運転免許証　・パスポート ・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳　・在留カード　等
		ウ	□ □	ア、イの用意が困難な場合は以下の書類のうち２つ ・公的医療保険の被保険者証　・年金手帳 ・児童扶養手当証書　・特別児童扶養手当証書 ・源泉徴収票　・納税証明書 ・市町村民税課税（非課税）証明書 ・特定医療費（指定難病）受給者証　等

※郵送でのお手続きの場合は①と②のコピーを同封
※本人以外が来所される場合は、①と②のコピーを提出

Ｂの場合⇒次の①～③の全てが必要

①	**患者本人の個人番号を確認できる書類**		□	以下の書類のうち１つ ・個人番号カード又はその写し ・通知カード又はその写し ・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	**代理権を確認できる書類**		□	以下の書類のうち１つ ・委任状（あらかじめ申請者の署名、捺印があるもの） ・患者本人の公的医療保険の被保険者証 ・患者本人の個人番号カード
③	**代理人の身元を確認できる書類（カ又はキのいずれか）**	**カ**	□	以下の書類のうち１つ（顔写真の表示があるもの） ・運転免許証　・パスポート ・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳　・在留カード　等
		キ	□ □	以下の書類のうち２つ ・公的医療保険の被保険者証　・年金手帳 ・児童扶養手当証書　・特別児童扶養手当証書 ・源泉徴収票　・納税証明書 ・住民票　・住民票記載事項証明書 ・市町村民税課税（非課税）証明書　等

※　郵送でのお手続きの場合、②の委任状については原本を、②のそれ以外と①・③についてはコピーを同封

○患者本人が１８歳未満の場合

申請書には、保護者の個人番号と患者本人の個人番号を御確認のうえ、記載してください。
必要な確認書類は、保護者の個人番号を確認できる書類と保護者の身元を確認できる書類です。
患者本人の個人番号については、申請者である保護者が確認した上で記載していただければ、窓口での患者本人の番号確認は不要です。